

資料⑦

建築物点検マニュアル

丘の公園
建築物点検マニュアル

令和8年4月改定
山梨県企業局

目次

第1章 マニュアルの概要	・・・ 1
1 目的	
2 適用対象	
3 点検の種類	
4 点検の実施方法等について	
5 留意事項	
第2章 建築基準法に基づく点検について	・・・ 2
1 対象	
2 実施者	
3 実施方法	
4 実施時期	
5 点検結果の保管等について	
第3章 他法令に基づく点検について	・・・ 3
1 対象	
2 実施者	
3 実施時期及び方法	
4 点検結果の保管等について	
第4章 長寿命化点検について	・・・ 4
1 対象	
2 実施者	
3 実施時期	
4 長寿命化点検結果の取り扱い	
5 実施方法	
6 点検結果の保管等について	
第5章 日常点検について	・・・ 15
1 対象	
2 実施方法及び時期	
3 点検結果の保管について	

<様式等>

様式1	建築基準法点検票	・ ・ ・	16
様式2	長寿命化点検票	・ ・ ・	59
様式3	日常点検票	・ ・ ・	64
別紙	施設及び設備の維持管理 (法定点検を含む各種点検)		

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、企業局の所管する丘の公園で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、企業局の所管する丘の公園で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

指定管理者は次の点検を実施する。

(1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3) 長寿命化点検

長寿命化対象建築物の点検をいう。

(4) 日常点検

日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

(1) 建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

(2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。

(3) 長寿命化点検は、長寿命化点検票（様式2）により実施し、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。

(4) 日常点検は、日常点検票（様式3）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

(1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。

(2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期的に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は（1）及び（2）である。

（1）建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が200㎡を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

（2）建築設備

昇降機及び上記（1）の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

指定管理者の委託等により、有資格者（一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員）が実施する。

3 実施方法

建築基準法点検票（様式1）を使用する（点検票の記載方法は記載例による。）。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管するとともに、別途指定する期日までに、企業局に報告すること。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材がタイル、石貼り及びモルタル等で施工されている建築物の定期調査において、異常（外壁の手の届く範囲での打診調査で浮きが確認等）が認められた場合、竣工若しくは外壁改修後 10 年を越えてからの最初の定期調査の場合（ただし、3 年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）は外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、長寿命化点検票（様式 2）に反映させるとともに、調査結果が分かる資料を添付すること。

※ 平成 20 年 4 月 1 日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※ 全面打診調査は外部委託となるため、企業局で予算措置が必要

第 3 章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

- (1) 別紙「施設及び設備の維持管理（法定点検を含む各種定期点検）」に定めるもの
- (2) (1) のほか、各種法令等に定める検査、点検、届出等を行う必要があるもの

2 実施者

指定管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する。（別紙参照）

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管するとともに、企業局に報告すること。

第 4 章 長寿命化点検について

施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、企業局で管理する丘の公園の施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、(1) の長寿命化対象建築物のうち、(2) の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする。

(1) 長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造)、鉄筋コンクリート造 (RC 造)、鉄骨造 (S 造) の施設
- ② 県民又は職員が常時利用する施設

(2) 予防保全・監視保全の建築部位・設備

① 予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備 (熱源)

② 監視保全

外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

<参考> 保管理の考え方 (「県公共施設マネジメント実施方針」)

分類		考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対応する

2 実施者

指定管理者が実施する。

3 実施時期

毎年度、企業局が別途通知する期日 (5 月末までの間) までに実施する。

4 長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、施設全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

＜判断項目＞ 耐用年数の経過状況（耐用年数経過率）、劣化状況、不具合の状況（現在の発生状況、過去からの発生頻度等）、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘 等

5 実施方法

(1) 点検の準備

点検を行う前に、点検する部位、設備の場所、前年度の劣化状況、修繕工事の実績を確認する。併せて、建築基準法や他法令の点検結果、指摘事項等を確認する。

(2) 点検方法

点検は、目視、触診、聴診、臭気、設備の動作確認等で行う。

(3) 点検様式

点検は、長寿命化点検票（以下、「点検票」という。）（様式2）を使用する（点検結果は電子データとして作成。）。

(4) 点検票区分

- ・ 区分欄の①について

①は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その直近の点検結果を参考に指定管理者が点検のうえ記載する。

- ・ 区分欄の②について

②は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その直近の点検結果を参考に指定管理者が点検のうえ記載する。

- ・ 区分欄の③について

長寿命化のための独自の点検項目で、指定管理者が点検のうえ記載する。

(3) 判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次の3区分とする。

- ・ A判定：異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの
- ・ B判定：劣化等が進行し機能上支障があるもの（改修の検討が必要なもの）
- ・ C判定：劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修の検討が必要なもの

※ B・C判定の場合は、備考欄に劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を添付すること。

（４）留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある点検口を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な場合はできる限り使用するなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付して提出すること。

（５）点検の手順

点検票の項目ごとの説明及び記載要領は次のとおり。

【表紙】

点検票・表紙に次の各項目を記入する。

<項目>施設番号、施設名称、建物番号、建物名称、建築年月日、延床面積、点検日、
点検者職・氏名

【点検票】

① 該当なし

点検票中の部位・設備自体がない場合は、「該当なし」欄に「●」とする（リストから選択）こと。

※ 点検票の「該当なし」と「異常なし・問題なし」を混同しないよう留意すること
（部位・設備がない場合は、判定項目欄に「○」入力をしないこと）。

② 更新年度（西暦）

過去に当該部位・設備を更新している場合は、最新の更新年度（西暦）を記載する。

また、今後、更新する予定がある場合（長寿命化改修含む）、更新予定年度を記載する。

※ 部分的な更新や修繕は更新として扱わないこと。

※ 施設開設後に、設備を設置した場合は、設備の設置年度を記載すること。

③ 判定項目（A判定・B判定・C判定）

点検は、原則、目視等（双眼鏡等の使用を含む）により実施し、次の判定項目に該当する場合は当該欄に「○」をし、B・C判定項目に該当がある場合は、備考①又備考②欄に劣化等の状況を記載する（後述）。

判定項目		説明等
A判定	異常なし、問題なし	B・C判定項目のいずれにも該当しない場合
B判定	建築	中程度の劣化 ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シーートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が部分的な場合シート系防水のトップコート（表面の塗装）に変退色や剥離がある場合
	設備	異音、異臭、異常振動がある
		耐用年数経過率が1.2以上 耐用年数経過率＝経過年数÷耐用年数 ※建築年月日（及び更新年度）から自動計算される
	共通	不具合がある、機能上支障がある 現に不具合、機能上の支障がある場合現状、支障等がなくても概ね年1回以上の修繕履歴がある場合
点検業者等の指摘がある 耐用年数経過等による更新推奨の場合こちらに該当		
C判定	建築	著しい劣化 ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シーートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が当該部位の全面にわたる、又は部分的に大きなひび割れ等がある場合
		雨漏りがある、剥落がある、頻繁な誤作動がある 頻繁な誤作動がある：建具・自動扉の場合
	設備	機能しない 当該設備が作動はしているが機能していない場合
		作動しない 当該設備が作動していない場合
	共通	点検業者等から早急な改善の指摘がある

※ 外壁：外部天井を含む。

※ 換気設備：換気扇は対象外。

※ 排煙機：排煙窓は外部建具に記載。

※ 消火設備：消火器は対象外。

※ 複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど）及び同一の建築部位・設備が複数ある場合（例えば

窓、エアコン（空気調和機）などは、それぞれの機器又は建築部位・設備について該当するB・C判定項目に「○」をし、備考欄にそれぞれの状況等（冷温水機の状況と冷却塔の状況、4階会議室のエアコンの状況と1階事務室のエアコンの状況など）を記載すること。

※ 複数の棟にわたる設備（自動火災報知設備、消火設備、給排水設備（給水ポンプ・給水タンク）等）は、一式として取り扱い、次の棟の点検票にのみ記載すること（各棟に記載しないこと）。

また、長寿命化対象外の建物内又は屋外に長寿命化対象の設備がある場合、当該施設の代表的な棟又は一番近い棟の点検票に記載し、その旨を備考欄に記載すること（例：機械室に設置、屋外に設置）。

●自動火災報知設備：受信機がある棟に記載

●給排水ポンプ・タンク：当該ポンプ・タンクがある棟に記載

●消火設備：消火設備用タンク、消火ポンプユニットがある棟に記載

※ 法定点検等の点検結果がある場合、その結果も参考とすること。

※ 部位の仕様（種類）が判別できない場合はいずれかの部位の判定項目に「○」をし、写真を添付すること。

※ 長寿命化改修等、更新予定がある場合も、現在の状況について該当する判定項目に「○」をし、備考欄に記載すること（この場合、写真は添付不要）。

※ 備考欄の記載については、後述の（6）「備考欄記載例」を参照。

※ 前年度B判定のものは、原則、B判定（又はC判定）となることに留意すること（修繕等しないでA判定にはならない）。

④ 備考①

③で「○」をした判定項目について、劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む））等を具体的に記載する（（6）備考欄記載例を参照）。

※ 同一の設備が複数ある場合（例えばエアコン（空気調和機等）等）は、系統が分かるようにすること。

⑤ 備考②

③で「点検業者等の指摘がある」「点検業者等から早急な改善の指摘がある」に「○」をした場合、指摘の内容を記載（指摘内容部分を転記）し、対応状況を記載する。

※ 同一の指摘が複数回ある場合、時系列で分かるように記載すること。

※ 該当する点検結果を参考に添付すること（PDF ファイル）。

⑥ 判定結果

更新年度及びA・B・C判定項目の記載により自動的に記載される。

⑦ 写真No.

写真帳（後述）に記載した写真ナンバーを記載する。

⑧ 業者見積書の有無

点検時点の業者見積書の取得状況を記載する。

※ 明らかに長寿命化改修が必要と思われる場合、緊急対応を要する場合等については、予め業者見積書の取得しておくこと。

⑨ 見積額（千円）

⑧で業者見積書「有」とした場合、業者見積額（千円）を記載する。

⑩ 点検結果写真帳

B・C判定の場合は、状況の分かる写真を様式2中の点検結果写真帳に添付する。
点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備の写真帳シートは削除すること
(写真帳シート以外のシートは削除しないこと)。

※ 点検票の判定結果を必ず転記すること。

※ No.は「部位・設備番号-連番」(例 1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること。

※ 写真ごとに具体的な説明（どの部位・設備のどの部分の写真か等）を記載すること。

※ 写真は部位・設備ごとに、近景（支障等の箇所）・遠景（全景が分かるように）を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を添付すること（枠を適宜コピー）。必要に応じ、写真位置図（立面図（外壁）に写真の箇所を示す等）を添付すること。

※ 建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること（代表的な写真としないこと）。

※ 設備は、必ず銘板（平板に銘柄（仕様）を表示したもの）の写真を添付すること（確認できる場合）。

(6) 備考欄記載例

【備考①】：劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む））等を記載

●屋根（番号1～3）

(B判定)

- ・ シート防水の重ね部分に剥がれがある。めくると1cmくらいのはがれで、それ以降は、接着されている。
- ・ 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

(C判定)

- ・ アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- ・ 押さえコンクリートのはく離が多数あり、大部分のシーリングが浮き上がっており、草が生えている箇所も多く、雨漏りの危険性がある。
- ・ シート防水にひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。
- ・ 大雨時、1階給湯室及びエントランスホールの天井2箇所から雨漏りが発生する。平成25・26年度に同じ場所を修繕したが、昨年度から雨漏りが再発した。

●外壁（番号4～6）

(B判定)

- ・ 外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。
- ・ 外壁南面の複数箇所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。

(C判定)

- ・ 西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事務室の天井に雨漏りの跡がある。今年度、長寿命化改修を実施する予定。
- ・ 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。
- ・ 外壁全面に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。

●外部建具

(B判定)

- ・ 金属ドアにさびがある。開閉は可能
- ・ 木製建具が一部腐朽している。開閉は可能

(C判定)

- ・ シャッターが上下出来ないことが週に1回あり、その都度修繕しているが、改善されない。
- ・ 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。
- ・ 本館入口の自動扉がセンサーの作動不良により頻繁に誤作動する。

●設備

(B判定)

- ・ 1階機械室の受変電設備から異音がする。
- ・ 1階ボイラー室のボイラーの排気ガスが、通常と異なる匂いがする。
- ・ 2階機械室のエアハンドリングユニットの駆動モーターから異常振動がする。
- ・ 事務室の自動制御設備が故障し遠隔操作(確認)ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。
- ・ トイレに使用している井水の揚水ポンプ(給水)が作動していない。今のところ自噴しているため影響はないが、枯渇した場合はトイレが使用できなくなるため更新が必要である。

(C判定)

- ・ 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を行ったが一時的によくなるものの改善されない。
- ・ 非常用発電機の自動起動装置が故障しており、停電時に起動しないため、早急に修繕する必要がある。
- ・ 1階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出る。時折、濃い赤水が出ることもある。昨年、一部給水管の取替工事をしたものの、未だ改善されないので使用中止している。
- ・ 西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事務室の天井に雨漏りの跡がある。今年度、長寿命化改修を実施する予定。
- ・ 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。
- ・ 外壁面の複数箇所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。
- ・ 外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。

【専門業者による指摘等】：点検業者等の指摘の内容(指摘内容部分を転記)及び対応状況を記載

(B判定)

- ・ H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を勧められた。
- ・ R1.7の保守点検時に、部品が製造中止となっているため更新を勧められた。
- ・ H30.8の法定点検時に、高圧受変電設備が50年以上経過しており、いつ故障するかわからない状況であることから、更新を勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- ・ H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検(オーバーホール)の必要があると指摘されたが未対応。

- ・ H30.11 の法定点検時に、無停電電源装置が 11 年が経過し、蓄電池の電気容量が低下しており、停電時に機能しないおそれがあると指摘された。今年度施設予算で修繕を予定している。
- ・ H30.8 の保守点検時に、冷温水発生機の経年劣化が見受けられることから更新又は分解点検（オーバーホール）を勧められた。
- ・ R1.5 のエアコンの保守点検時に、冷媒として使用されているフロンガス（R22）が R2 年で全廃となり、それ以降は修理できないため、更新が必要と指摘された。

(C 判定)

- ・ H30.9 の法定点検時に、高圧受変電設備の絶縁低下による動作不良により火災発生のおそれがあるため、更新を勧められた。
- ・ H30.7 の法定点検時に、高圧受変電設備でトランス部分に PCB が使用されていることから、処理期限の R9.3.31 までに更新する必要があると指摘された。このため施設予算にて、来年度更新を予定している。(※)
- ・ H30.10 の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検（オーバーホール）の必要があると指摘されたが未対応。
- ・ H30.4 の給水ポンプの保守点検時に、経年劣化により水圧不足が指摘され、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- ・ 1 階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで 15 分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。
- ・ 今年度の浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性はあるが、修繕が困難であり、更新の必要性を強く指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している（今年度施設予算で修繕予定）。

※ PCB のみの指摘であれば、各施設で対応すること。その他不具合箇所が指摘されていれば、備考に PCB の指摘も併せて記載すること。

<参考>建物部位・設備ごとの耐用年数表

工事種別	区分	種別・内容		計画保全		事後保全	目標使用年数		
				予防保全	監視保全				
建築	屋根	屋根防水+押さえコン	アスファルト防水	○			30		
		シート系防水		○			20		
		屋根長尺金属板	金属板葺き	○			30		
		その他	スレート・かわら他	○			20		
	外壁	壁ータイル			○			80	
		外壁仕上塗材	複層仕上塗材	○				15	
		金属板その他		○				40	
		外部天井				○		20	
		シーリング			○			15	
	建具	外部建具	外部アルミニウム建具、外部鋼製建具等			○		40	
		内部建具	内部鋼製建具、木製建具			○		30	
		自動扉	ステンレス製自動両開扉			○		80	
		ステンレス製建具	ステンレス製建具、鋼製シャッター			○		80	
	内部	内部仕上等	床仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ、内部雑物			○		30	
	電気設備	受変電	高圧	高圧受変電	○			30	
		発電・静止形電源	非常用発電	自家発電装置、ディーゼル機関など	○			30	
交流無停電電源			無停電電源装置	○			20		
太陽光発電						○		25	
電力		電力	配管配線等			○		30	
		電線類	配線			○		30	
		制御盤、分電盤、OA盤				○		25	
		蛍光灯、他		FL電球、Hf電球、LED			○		20
				非常灯			○		20
				誘導灯			○		20

	中央監視	中央監視	中央監視装置	○		15
	通信・情報	LAN、電話、表示、映像、防犯等	電話交換機		○	20
			情報・出退表示装置		○	20
			放送（アンプ）		○	20
			時計設備		○	20
			配管配線等		○	20
		通信・情報（防災）	自動火災報知		○	20
機械設備	空調設備	温熱源	ボイラー	○		15
		冷熱源	吸収式冷温水機、冷凍機、冷却塔	○		20
		空調和機	パッケージ型、ユニット型、FCU		○	20
		空調和機（出力 22kw 以下）	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機		○	15
		空調和機（出力 22kw 超）	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調		○	20
		全熱交換器、空気清浄装置			○	20
		ポンプ、タンク、ダクト、配管			○	20
	換気設備	換気設備	送風機・ダクト		○	30
	排煙設備	排煙設備	排煙機		○	25
	自動制御設備	自動制御			○	15
	給排水設備	給排水	ポンプ、タンク、給湯用ボイラー、排水等		○	30
	衛生設備	衛生器具、他			○	30
	消火設備	消火設備一式			○	30
	昇降機その他	エレベーター			○	30
その他	舞台装置	体育館		○	30	

第5章 日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

長寿命化改修等の実施を含め、適正な施設管理のためには施設（建築部位・設備）の状況把握や対応状況の蓄積（記録）が必要不可欠であることから、日常的に点検等を実施すること。

1 対象

すべての建築物

2 実施方法及び時期

様式1及び日常点検票（様式3）を参考に、日常的に行う。

3 点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている <input type="checkbox"/>		
2	敷地及び地盤	1-(7)	塀		組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>	中程度のひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>		
3	敷地及び地盤	1-(8)	擁壁		擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽度の傾斜又は、ひび割れがある <input type="checkbox"/>	中程度の傾斜又は、ひび割れがある <input type="checkbox"/>	著しい傾斜、ひび割れがある、又は目地部より土砂が流出している <input type="checkbox"/>		
4	建築物の外部	2-(1)	基礎		基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う軽微なひび割れあり <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う中程度のひび割れがある <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う著しいひび割れがある、又は建具開閉等に支障ある <input type="checkbox"/>		
5	建築物の外部	2-(2)	基礎		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微なひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度のひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	礎石にずれがある、又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
6	建築物の外部	2-(3)	土台 (木造建築物)		土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	土台にたわみ、傾斜等がある、又は建具開閉に支障がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
7	建築物の外部	2-(4)	土台 (木造建築物)	土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
8	建築物の外部	2-(6)	外壁	躯体等 木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
9	建築物の外部	2-(7)	外壁	躯体等 組構造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	れんが、石等に割れ、ずれ等がある <input type="checkbox"/>			
10	建築物の外部	2-(8)	外壁	躯体等 補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	目地モルタルに軽微な欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに中程度の欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに著しい欠落がある、又はブロック積みに変位等がある <input type="checkbox"/>			
11	建築物の外部	2-(9)	外壁	躯体等 鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	鋼材に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
12	建築物の外部	2-(10)	外壁	躯体等 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
13	建築物の外部	2-(11)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況 開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	外壁タイル等に軽微な白華、ひび割れ、浮き等がある	外壁タイル等に中程度の白華、ひび割れ、浮き等がある	外壁タイル等に剥落等がある、又は著しい白華、ひび割れ、浮き等がある	<input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
14	建築物の外部	2-(12)	外壁	外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
15	建築物の外部	2-(13)	外壁	外装仕上げ材等	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形している <input type="checkbox"/>		
16	建築物の外部	2-(14)	外壁	外装仕上げ材等	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
17	建築物の外部	2-(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形している <input type="checkbox"/>		
18	建築物の外部	2-(17)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	機器本体に軽微な錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	機器本体に中程度の錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	機器本体に著しい錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>		
19	建築物の外部	2-(18)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	支持部分に緊結不良がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
20	屋上及び屋根	3-(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがある、又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂している <input type="checkbox"/>		
21	屋上及び屋根	3-(2)	屋上回り(屋上面を除く)		パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	モルタル等の仕上げ材に軽微な白華、ひび割れ等がある <input type="checkbox"/>	モルタル等の仕上げ材に中程度の白華、ひび割れ等がある <input type="checkbox"/>	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等がある、又はパネルが破損している <input type="checkbox"/>		
22	屋上及び屋根	3-(3)	屋上回り(屋上面を除く)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	モルタル面に軽微なひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	モルタル面に中程度のひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
23	屋上及び屋根	3-(4)	屋上回り(屋上面を除く)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	笠木に軽微な錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	笠木に中程度の錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	笠木に著しい錆若しくは腐食がある、又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形している <input type="checkbox"/>		
24	屋上及び屋根	3-(5)	屋上回り(屋上面を除く)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	排水溝のモルタルに軽微なひび割れ、浮き等がある <input type="checkbox"/>	排水溝のモルタルに中程度のひび割れ、浮き等がある <input type="checkbox"/>	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
25	屋上及び屋根	3-(7)	屋根		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	緊結金物に軽微な腐食等がある <input type="checkbox"/>	緊結金物に中程度の腐食等がある <input type="checkbox"/>	屋根ふき材に割れがある、又は緊結金物に著しい腐食等がある <input type="checkbox"/>		
26	屋上及び屋根	3-(8)	機器及び工作物（冷却設備、広告塔等）		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
27	屋上及び屋根	3-(9)	機器及び工作物（冷却設備、広告塔等）		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	緊結金物に軽微な腐食等がある、又はコンクリート基礎等に軽微なひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	緊結金物に中程度の腐食等がある、又はコンクリート基礎等に中程度のひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等がある、又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
28	建築物の内部	4-(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷がある <input type="checkbox"/>		
29	建築物の内部	4-(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
30	建築物の内部	4-(7)	壁の室内に面する部分	躯体等	組構造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	れんが、石等に割れ、ずれ等がある <input type="checkbox"/>		
31	建築物の内部	4-(8)	壁の室内に面する部分	躯体等	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	目地モルタルに軽微な欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに中程度の欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに著しい欠落がある、又はブロック積みに変位がある <input type="checkbox"/>		
32	建築物の内部	4-(9)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	鋼材に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
33	建築物の内部	4-(10)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
34	建築物の内部	4-(12)	壁の室内に面する部分	防火区画を構成する壁	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	各部材及び接合部に穴又は破損がある <input type="checkbox"/>		
35	建築物の内部	4-(13)	壁の室内に面する部分	防火区画を構成する壁	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合には、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出している <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
36	建築物の内部	4-(17)	床	躯体等 木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
37	建築物の内部	4-(18)	床	躯体等 鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	鋼材に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
38	建築物の内部	4-(19)	床	躯体等 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>			
39	建築物の内部	4-(21)	床	防火区画を構成する床 部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	各部材又は接合部に穴又は破損がある <input type="checkbox"/>			
40	建築物の内部	4-(24)	天井	令第128条の5(特殊建築物の内装) 室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷がある、又は剥落等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	建築物の内部	4-(25)	天井	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等がある <input type="checkbox"/>		
42	建築物の内部	4-(30)	防火設備 (防火扉、防火シャッターに限る)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備 (以下「常閉防火設備」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能 (令第112条第14項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。)に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障がある <input type="checkbox"/>		
43	建築物の内部	4-(34)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	照明器具又は懸垂物に軽微な錆、腐食、緩み、変形等がある <input type="checkbox"/>	照明器具又は懸垂物に中程度の錆、腐食、緩み、変形等がある <input type="checkbox"/>	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等がある <input type="checkbox"/>		
44	建築物の内部	4-(43)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等がある、又は3年以内に劣化状況調査が行われていない <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
45	建築物の内部	4-(45)	石綿等を添加した建築材料		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷がある <input type="checkbox"/>			
46	避難施設等	5-(8)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	著しい錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>			
47	避難施設等	5-(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>			
48	避難施設等	5-(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	防煙壁にき裂、破損、変形等がある <input type="checkbox"/>			
49	その他	6-(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
50	その他	6-(2)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	膜張力又はケーブル張力が低下している <input type="checkbox"/>		
51	その他	6-(3)	特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況 (免震装置が可視状態にある場合に限る。)	目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	鋼材部分に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材部分に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材部分に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
52	その他	6-(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断している <input type="checkbox"/>		
53	その他	6-(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	煙突本体及び建築物との接合部に軽微なひび割れ、肌分かれ等がある <input type="checkbox"/>	煙突本体及び建築物との接合部に中程度のひび割れ、肌分かれ等がある <input type="checkbox"/>	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等がある <input type="checkbox"/>		
54	その他	6-(7)	煙突	建築物に設ける煙突	付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	付帯金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	付帯金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	付帯金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(2)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
2	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(4)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(5)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	風道の接続部に損傷があり空気が漏れている、又は取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>		
4	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(7)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	機器に損傷がある、取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
5	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(8)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	換気扇による換気状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	外気の流れにより換気能力が多少低下する構造となっている <input type="checkbox"/>	外気の流れにより換気能力が低下する構造となっている <input type="checkbox"/>	外気の流れにより換気能力が著しく低下する構造となっている <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
6	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
7	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(13)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	空気調和機器又は配管に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	空気調和機器又は配管に中程度腐食がある <input type="checkbox"/>	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
8	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(14)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱がある <input type="checkbox"/>		
9	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(2)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
10	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(5)	自然換気設備及び機械換気設備		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	鳥の巣等により給排気が妨げられている <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
11	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(6)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断熱材が脱落又は損傷している <input type="checkbox"/>			
12	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(12)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	機器に損傷がある、取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
13	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(2)	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しない、又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
14	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(3)	防火ダンパー等	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	ダンパーが円滑に作動しない <input type="checkbox"/>			
15	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(4)	防火ダンパー等	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
16	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
17	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(2)	排煙機	排煙機の外観	排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部に破損又は変形がある <input type="checkbox"/>			
18	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(7)	排煙機	排煙機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>			
19	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(13)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
20	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(17)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な振動がある <input type="checkbox"/>	中程度の振動がある <input type="checkbox"/>	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
21	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	排煙風道に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	排煙風道に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
22	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(22)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>		
23	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(27)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	ダンパーが円滑に作動しない <input type="checkbox"/>		
24	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(28)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
25	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(34)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
26	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(40)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	給気風道に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	給気風道に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	給気風道に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
27	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(42)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>		
28	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(44)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外觀	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
29	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(45)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外觀	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある <input type="checkbox"/>		
30	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(47)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
31	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	排煙風道に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	排煙風道に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
32	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(4)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>		
33	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(7)	加圧防排煙設備	給気口の外観	給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
34	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(11)	加圧防排煙設備	給気口の性能	給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な振動がある <input type="checkbox"/>	中程度の振動がある <input type="checkbox"/>	開放時に気流により閉鎖する、又は著しい振動がある <input type="checkbox"/>		
35	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(12)	加圧防排煙設備	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	給気風道に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	給気風道に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	給気風道に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
36	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(13)	加圧防排煙設備	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>		
37	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(15)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
38	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(16)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある <input type="checkbox"/>		
39	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(18)	加圧防排煙設備	給気送風機の性能	給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>		
40	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(27)	加圧防排煙設備	空気逃し口の外観	空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(31)	加圧防排煙設備	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
42	令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	3-(5)	可動防煙壁		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がない <input type="checkbox"/>			
43	予備電源（別表第2）	4-(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落がある <input type="checkbox"/>			
44	予備電源（別表第2）	4-(7)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部に漏洩等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	配管類の接続部等に漏洩等がある <input type="checkbox"/>			
45	予備電源（別表第2）	4-(8)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機板、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	発電機板、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプ類が点灯しない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
46	予備電源（別表第2）	4-(9)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
47	予備電源（別表第2）	4-(11)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
48	予備電源（別表第2）	4-(15)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
49	予備電源（別表第2）	4-(16)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	排気の状態	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
50	予備電源（別表第2）	4-(17)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
51	予備電源（別表第2）	4-(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	据付けが堅固でない、アンカーボルト等に著しい腐食がある、又は換気が十分でない <input type="checkbox"/>			
52	予備電源（別表第2）	4-(20)	直結エンジン	直結エンジンの外観	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	電圧が定格電圧以下である、電解液量が機器に表示された適正量より少ない、又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等がある <input type="checkbox"/>			
53	予備電源（別表第2）	4-(21)	直結エンジン	直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプ類が点灯しない <input type="checkbox"/>			
54	予備電源（別表第2）	4-(22)	直結エンジン	直結エンジンの外観	給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	変形、損傷、き裂等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
55	予備電源（別表第2）	4-(23)	直結エンジン	直結エンジンの外観	Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	ベルトに損傷若しくはき裂がある。又はたわみが大きい <input type="checkbox"/>			
56	予備電源（別表第2）	4-(24)	直結エンジン	直結エンジンの外観	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	接続端子部に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	接続端子部に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
57	予備電源（別表第2）	4-(27)	直結エンジン	直結エンジンの性能	運転の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	運転中に異常な音、異常な振動等がある <input type="checkbox"/>			
58	照明器具（別表第3）	1-(1)	非常用の照明器具		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差し込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	天井その他の取付け部に正しく固定されていない、又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差し込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていない、若しくはコンセントから容易に抜ける状態である <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
59	電池内蔵形の蓄電池 (別表第3)	4-(1)	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しない <input type="checkbox"/>			
60	電源別置形の蓄電池 (別表第3)	5-(3)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食、液漏れ等がある <input type="checkbox"/>			
61	自家用発電装置 (別表第3)	6-(3)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	端子部の締め付けが堅固でない、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損がある、又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等がある <input type="checkbox"/>			
62	自家用発電装置 (別表第3)	6-(6)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	電圧が定格電圧以下である、電解液量が機器に表示された適正量より少ない、又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
63	自家用発電装置 (別表第3)	6-(7)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	配管の接続部等に漏洩等がある <input type="checkbox"/>			
64	自家用発電装置 (別表第3)	6-(8)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプが点灯しない <input type="checkbox"/>			
65	自家用発電装置 (別表第3)	6-(9)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
66	自家用発電装置 (別表第3)	6-(11)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	接続端子部に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	接続端子部に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
67	自家用発電装置 (別表第3)	6-(15)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	音、振動等の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	異常な音、異常な振動等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
68	自家用発電装置 (別表第3)	6-(16)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	排気の状態	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがある <input type="checkbox"/>			
69	自家用発電装置 (別表第3)	6-(17)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	運転時に異常な音、異常な振動等がある <input type="checkbox"/>			
70	飲料用の配管設備及び排水設備 (別表第4)	1-(2)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	配管に腐食又は漏水がある <input type="checkbox"/>			
71	飲料水の配管設備 (別表第4)	2-(5)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク (以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がない <input type="checkbox"/>			
72	飲料水の配管設備 (別表第4)	2-(10)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	配管に腐食又は漏水がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
73	飲料水の配管設備 (別表第4)	2-(11)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しない、又は腐食若しくは漏水がある <input type="checkbox"/>			
74	排水設備 (別表第4)	3-(3)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	漏れがある <input type="checkbox"/>			
75	排水設備 (別表第4)	3-(4)	排水槽	排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
76	排水設備 (別表第4)	3-(5)	排水槽	排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	運転中に異常な音、異常な振動等がある、又は定格水圧がない <input type="checkbox"/>			
77	排水設備 (別表第4)	3-(10)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
78	排水設備 (別表第4)	3-(17)	その他	排水管	排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	排水勾配がない、又は流れていない <input type="checkbox"/>		
79	排水設備 (別表第4)	3-(20)	その他	排水管	間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ロの規定に適合しない、又は損傷がある <input type="checkbox"/>		
80	排水設備 (別表第4)	3-(22)	その他	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しないこと又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しない、又は損傷がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	防火扉 (別表第1)	1-(2)	防火扉 扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>			
2	防火扉 (別表第1)	1-(3)	防火扉 扉、枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
3	防火扉 (別表第1)	3-(9)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>			
4	防火扉 (別表第1)	3-(10)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバ等により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
5	防火扉 (別表第1)	3-(12)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
6	防火扉 (別表第1)	3-(14)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
7	防火シャッター (別表第2)	1-(2)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
8	防火シャッター (別表第2)	1-(3)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがある <input type="checkbox"/>		
9	防火シャッター (別表第2)	1-(4)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、ペアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食、異常音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>		
10	防火シャッター (別表第2)	1-(5)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	腐食がある、異常音がある、若しくは歯飛びしている、又はたるみ若しくは固着がある <input type="checkbox"/>		
11	防火シャッター (別表第2)	1-(6)	防火シャッター	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	スラット又は座板に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	スラット又は座板に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又はスラットに片流れ若しくは固着がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
12	防火シャッター (別表第2)	1-(7)	防火シャッター	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は固定ボルトの締め付けが堅固でない <input type="checkbox"/>		
13	防火シャッター (別表第2)	1-(8)	防火シャッター	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	ケースに外れがある <input type="checkbox"/>		
14	防火シャッター (別表第2)	1-(9)	防火シャッター	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微な腐食がある、又は遮煙材に軽微な損傷がある <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程度の損傷がある <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がある <input type="checkbox"/>		
15	防火シャッター (別表第2)	1-(10)	防火シャッター	危害防止措置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	劣化、損傷又は脱落がある <input type="checkbox"/>		
16	防火シャッター (別表第2)	1-(11)	防火シャッター	危害防止措置	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
17	防火シャッター (別表第2)	1-(13)	防火シャッター	危害防止措置	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は防火シャッターの降下が停止しない <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
18	防火シャッター (別表第2)	2-(17)	連動機構 温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されている、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は油脂、埃、塗料等の付着がある <input type="checkbox"/>			
19	防火シャッター (別表第2)	2-(18)	連動機構	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない <input type="checkbox"/>			
20	防火シャッター (別表第2)	2-(19)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>			
21	防火シャッター (別表第2)	2-(20)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
22	防火シャッター (別表第2)	2-(22)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
23	防火シャッター (別表第2)	2-(24)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
24	防火シャッター (別表第2)	2-(25)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に接地されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	速やかに作動させることができる位置に設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のプレートが脱落している <input type="checkbox"/>		
25	耐火クロススクリーン (別表第3)	1-(2)	耐火クロススクリーン	駆動装置	ローラーチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	腐食がある、異常音がある、若しくは歯飛びしている、又はたるみ若しくは固着がある <input type="checkbox"/>		
26	耐火クロススクリーン (別表第3)	1-(3)	耐火クロススクリーン	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
27	耐火クロススクリーン (別表第3)	1-(4)	耐火クロススクリーン	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある、又は固定ボルトの締め付けが堅固でない <input type="checkbox"/>		
28	耐火クロススクリーン (別表第3)	1-(5)	耐火クロススクリーン	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	ケースに外れがある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
29	耐火クロススクリーン (別表第3)	1-(6)	耐火クロススクリーン	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微な腐食がある、又は遮煙材に軽微な損傷がある <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程度の損傷がある <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がある <input type="checkbox"/>			
30	耐火クロススクリーン (別表第3)	1-(7)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	劣化、損傷又は脱落がある <input type="checkbox"/>			
31	耐火クロススクリーン (別表第3)	1-(8)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
32	耐火クロススクリーン (別表第3)	1-(10)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火スクリーンの降下が停止しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は耐火スクリーンの降下が停止しない <input type="checkbox"/>			
33	耐火クロススクリーン (別表第3)	2-(14)	連動機構	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない <input type="checkbox"/>			
34	耐火クロススクリーン (別表第3)	2-(15)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
35	耐火クロススクリーン (別表第3)	2-(16)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
36	耐火クロススクリーン (別表第3)	2-(18)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
37	耐火クロススクリーン (別表第3)	2-(20)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付が堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
38	耐火クロススクリーン (別表第3)	2-(21)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	速やかに作動させることができる位置に設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のプレートが脱落している <input type="checkbox"/>			
39	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(2)	ドレンチャー等	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	水幕を正常に形成できない位置に設置されている、又は塗装若しくは異物の付着等がある <input type="checkbox"/>			
40	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(3)	ドレンチャー等	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(5)	ドレンチャー等	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある、又は水質に軽微な腐敗がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある、又は水質に中程度の腐敗がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がある、又は規定の水量が確保されていない <input type="checkbox"/>		
42	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(6)	ドレンチャー等	水源	給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
43	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(7)	ドレンチャー等	加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	スイッチ類に破損がある、表示灯が点灯しない、又はスイッチ類が機能しない <input type="checkbox"/>		
44	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(8)	ドレンチャー等	加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>		
45	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(9)	ドレンチャー等	加圧送水装置	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
46	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(10)	ドレンチャー等	加圧送水装置	ポンプ及び電動機 の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	回転が円滑でない、潤滑油等が必要でない、装置若しくは配管への接続に緩みがある、又は基礎への取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>		
47	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(12)	ドレンチャー等	加圧送水装置	加圧送水装置 予備電源の劣化及び 損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
48	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(14)	ドレンチャー等	加圧送水装置	圧力計、呼水槽、 起動用圧カスイツチ等 の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は正常に作動しない <input type="checkbox"/>		
49	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(18)	連動機構	制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>		
50	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(19)	連動機構	制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>		
51	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(20)	連動機構	制御器	予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	自動的に予備電源に切り替わらない <input type="checkbox"/>		
52	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(21)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
53	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(23)	連動機構	自動作 動装置	設置の 状況	目視又は触 診により確 認する。	取付が堅固 でないこと又 は変形、損 傷若しくは 著しい腐食 があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐 食がある <input type="checkbox"/>	中程度の 腐食があ る <input type="checkbox"/>	取付が堅 固でない、又は 変形、損 傷若しくは 著しい腐 食がある <input type="checkbox"/>			
54	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(24)	連動機構	手動作 動装置	設置の 状況	目視により 確認すると もに、必要 に応じて構 成巻尺等に より測定す る。	速やかに作 動させること ができる位 置に設置さ れていないこ と、周囲に 障害物があ り操作がで きないこと、 変形、損傷 若しくは著 しい腐食があ ること又は 打ち破り窓 のプレートが 脱落してい ること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐 食がある <input type="checkbox"/>	中程度の 腐食があ る <input type="checkbox"/>	速やかに 作動させ ることがで きる位置 に設置さ れていな い、周囲 に障害物 があり操 作ができ ない、変 形、損傷 若しくは著 しい腐食 がある、又 は打ち破 り窓のプ レートが脱 落している <input type="checkbox"/>			

点検結果写真帳

NO.



写真スペース

NO.



写真スペース

様式2 長寿命化点検票

施設番号	
施設名称	
建物番号	
建物名称	
建築年月日	
延床面積	

点検日	
点検者職・氏名	

様式2 長寿命化点検票

施設番号：

施設名：

建物番号：

建物名称：

建築年

2022/3/31

番号	部位・設備	仕様	調査方法	耐用年数	保全区分	区分	該当 なし	更新 年度 (西暦)	経過 年数	耐用年 数経過 率	A判定		B判定		C判定		備考①		備考②		判定 結果	写真No.	業者見 積書の 有無	見積額 (千円)
											異常なし 問題なし	異常、異 音、異常振 動がある	不具合があ る 機能上支 障がある	点検業者 等の指摘が ある	点検業者 等から本 意な改修の指 摘がある	機能しない	作動しない	劣化(異音、異臭、異常振動)、不具合、故障等 の状況 (箇所、状況、発生頻度、対応状況、修繕履歴 (予定含む)等)		指摘の内容 (点検結果等における指 摘の内容を転記)				
25	給排水設備	給排水 (給水管)	目視	30	監視	① () 建築基準法			-	-														
26	給排水設備	給排水 (排水管)	目視	30	監視	① () 建築基準法			-	-														
27	消火設備	消火設備一式 ※消火器は対象外	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	30	監視	② () 消防法			-	-														
28	昇降機 その他	エレベーター	目視等又は 専門業者が 実施した点 検結果によ り確認	30	監視	① () 建築基準法			-	-														

点検結果写真帳（屋根）

判定結果

●点検票の判定結果を必ず転記すること ●No.は「部位設備番号ー連番」(例1-1)とし、点検票「写真No.」欄に記載すること ●写真ごとに具体的な説明(どの部分の写真か等)を記載すること ●写真は部位・設備ごとに近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず添付し、状況説明に足りる枚数を貼付すること(枠を適宜コピー)。必要に応じ、写真位置図(平面図(外壁)に写真の箇所を示す等)を添付すること ●建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を添付すること

No.		説明	

No.		説明	

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
1	建築物の敷地及び地盤面		敷地内の排水	目視により確認	排水不良があること。		
2	建築物の敷地及び地盤面		植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。		
3	屋根葺き材等	屋根葺き材、内装材、外装材、帳壁、パラペット、建具	タラップ、庇、とい等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある亀裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。		
4	屋根葺き材等	高架水槽、冷却塔、手摺、煙突、その他建築物の屋外に取付けるもの	エキスパンションジョイント金物等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	漏水、変形、さびその他の腐食、シーリングの破断があること。 結合部における緩みがあること。 部材に一目で分かるずれ、変形があること。		
5	床及び階段	共通	屋外階段の外観及び固定	目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。		
6	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画の部材の外観	目視により確認	各部材及び接合部に亀裂その他の損傷があること。		
7	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	鉄骨の耐火被覆の外観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。		
8	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		
9	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する壁の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考	
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無		
10	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	配管、ダクト等の防火区画貫通処理の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は損傷があること。			
11	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備本体と枠の外観及び固定	目視及び触診により確認	防火区画の開口部に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。取付けが堅固でないこと。			
12	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備の作動	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動により確認	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良があること。感知器との連想に作動不良があること。			
13	屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための部分		排水溝の外観	目視により確認	ルーフトレイン及びといに排水不良があること。			
14	静穏を必要とする室		静穏に必要な部材の外観	目視、聴診及び建具の開閉具合等により確認	壁、窓、出入口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分に防音上の支障となる亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
15	建具	共通	建具の外観及び作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良があること。気密性を損ない、かつ室内環境に悪影響をおよぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
16	建具	自動扉その他自動的に開閉するもの	自動扉の作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	センサー、制動装置その他の安全装置に作動不良があること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
17	階段、バルコニー等		階段各部の外観及び固定	目視及び触診により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。		
18	階段、バルコニー等		特別避難階段の付室の窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。		
19	階段、バルコニー等		非常用エレベーター乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。		
20	階段、バルコニー等		避難上有効なバルコニーの手摺等の劣化、損傷	目視及びテストハンマー等による打診により確認	さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。		
21	階段、バルコニー等		避難器具の外観及び作動	目視及び作動により確認	避難ハッチに開閉不良があること。 避難器具が使用できないこと。		
22	階段、バルコニー等		防護柵の外観	目視により確認	安全かつ円滑な利用の支障となるおそれがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。		
23	階段、バルコニー等		防煙壁の外観	目視により確認	防煙壁に亀裂、破損、変形があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考	
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無		
24	屋内及び屋外の案内表示		案内表示の外観	目視により確認	容易に確認でき、かつ、利用者を目的地に円滑に誘導することの支障となる亀裂、その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色があること。脱落があること。			
25	建築設備	共通	全ての機器類の作動	目視、聴診（異音）、触診（発熱）、振動及び臭気（異臭）により確認 専門業者による点検結果の確認	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能に著しい低下があること。作動不良があること。汚損、損傷、返照、変形、異音、異臭、脱落があること。			
26	建築設備	共通	基礎、架台の外観	目視により確認 専門業者の点検結果の確認	基礎、架台部分に亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
27	建築設備	設備機器	分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定	目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
28	建築設備	設備機器	端子盤の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
29	建築設備	設備機器	照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
30	建築設備	設備機器	監視カメラの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
31	建築設備	設備機器	自動火災警報装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
32	建築設備	設備機器	音声誘導装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
33	建築設備	設備機器	インターホンの外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
34	建築設備	設備機器	トイレ等呼出装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
35	建築設備	設備機器	太陽光発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
36	建築設備	設備機器	分力発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
37	建築設備	設備機器	構内情報通信網装置の外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
38	建築設備	設備機器	構内交換機 (PBX) の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
39	建築設備	設備機器	拡声装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
40	建築設備	設備機器	映像、音響装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
41	建築設備	設備機器	情報表示装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
42	建築設備	設備機器	テレビ共同受信装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
43	建築設備	設備機器	テレビ電波障害防止装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
44	建築設備	設備機器	駐車場管制装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
45	建築設備	設備機器	入退室管理装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
46	建築設備	設備機器	航空障害灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
47	建築設備	設備機器	予備電源の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	キュービクルの本体及び接合部に腐食又は緩みがあること。 蓄電池に損傷、腐食、液漏れがあること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷があること。 基礎架台への取付けが堅固でないこと。		
48	建築設備	設備機器	外灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
49	建築設備	設備機器	電光掲示板の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
50	建築設備	設備機器	構内配電線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
51	建築設備	設備機器	構内通信線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。		
52	建築設備	設備機器	熱源機器（冷凍機、冷却塔、ボイラー等）の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
53	建築設備	設備機器	製缶類（オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等）の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	製缶類に腐食又は漏れがあること。 上部に駐車していること。		
54	建築設備	設備機器	空気調和機等（空調機、ファンコイル、空気清浄装置等）の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
55	建築設備	設備機器	送風機類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
56	建築設備	設備機器	ポンプ類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
57	建築設備	設備機器	消火機器（消火器含む）の外観及び固定	目視、触診により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 ヘッドに一目で分かる傾き、変形、腐食があること。		
58	建築設備	設備機器	中央監視装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
59	建築設備	設備機器	自動制御装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
60	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	ダクト（給排気口含む）の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダクト及び接続部に一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は緩みがあること。 給排気口に通気不良があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目			(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況				有	無	
61	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	防火、防煙ダンパー類 の外観、固定及び作 動	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。 ダンパーに作動不良があ ること。 感知器との運動に作動 不良があること。			
62	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	支持金物の外観及び 固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。			
63	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配管の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。 配管に腐食又は漏水が あること。			
64	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配線の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。 配線に汚損、損傷、偏 食、腐食、断線、変形が あること。			
65	建築設備	給水設備及び排水設 備	温熱源機器（ボイ ラー、湯沸器等）の外 観、固定及び作動	目視、聴診（異音）、 触診（発熱）、振動及 び臭気（異臭）により確 認 専門業者による点検結 果の確認	取付けが堅固でないこ と。 一目で分かる亀裂その 他の損傷、変形若しくは腐 食があること。 運転時に異常音、異常 な振動又は異常な発熱 があること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目			(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部		確認を要する状況			有	無	
66	建築設備	給水設備及び排水設備	タンク類の外観及び固定	目視及び触診により確認	本体、架台に損傷、変形、腐食、漏水又は基礎に亀裂があること。			
67	建築設備	給水設備及び排水設備	衛生器具の外観及び固定	目視及び触診により確認	取付が堅固でないこと。一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。			
68	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		擁壁躯体の外観及び 擁壁の水抜きパイプの 詰まり	必要に応じて双眼鏡等 を使用して目視により確認 手の届く範囲は必要に応 じて棒の挿入により確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 一目で分かる亀裂その 他の損傷、変形若しくは腐 食があること。 目地部より土砂が流出し ていること。 水抜きパイプに詰まりが あること。			
69	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		門扉の外観及び作動	目視及び触診又は作動 により確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 亀裂その他の損傷若しく は腐食、接合部における 緩みがあること。 一目で分かるさび又は損 傷があること又は作動不 良があること。			
70	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		鉄塔の外観	必要に応じて居双眼鏡 等を使用して目視により 確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 基礎に亀裂、欠損、さび 汁があること。 鉄塔に一目で分かる亀 裂、変形、塗装の劣化、 さびその他の腐食、接合 部における緩みがあるこ と。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
71	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物	広告塔の外観	必要に応じて居双眼鏡 等を使用して目視により 確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 基礎に亀裂、欠損、さび 汁があること。 広告塔に一目で分かる 亀裂、変形、塗装の劣 化、さびその他の腐食、 接合部における緩みがあ ること。			
72	駐車場及び敷地内の通 路	駐車場、車路の外観	目視により確認	人の通行及び物品の積 載に支障を及ぼす亀裂そ の他の損傷、変形又は 腐食があること。 コンクリート、タイル、石、 アスファルトその他の材料 に剥離があること。 出入口ミラー、区分の白 線の視認性に支障がある こと。 車止めにぐらつきがある こと。			
73	駐車場及び敷地内の通 路	歩道、玄関ポーチ等の 外観	目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積 載に支障を及ぼす亀裂そ の他の損傷、変形又は 腐食があること。 コンクリート、タイル、石、 アスファルトその他の材料 に剥離があること。			
74	災害応急対策を行なう 為に必要な建築物等	水防板、水防壁、逆 流防止弁その他の水 防設備の外観	目視により確認	建築物等の浸水を防御 する機能に支障を及ぼす おそれがある亀裂その 他の損傷、変形又は腐食 があること。			
75	免震構造又は制震構造 の建築物等	免震装置又は制震装 置の外観	目視により確認	免震又は制震の降下を 損なうおそれがある部材 及び機構の亀裂その他の 損傷、変形若しくは腐食 又はこれらの接合部にお ける緩みがあること。			